

伊丹市小学校社会科副読本に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 業務名 小学校社会科副読本「のびる伊丹市」作成作業
- (2) 目的 副読本の作成に当たり、小学校学習指導要領（平成29年7月告示）の内容を市内小学3・4年生の児童が学習できるようにする必要があるとあり、伊丹の歴史や地理の学習をすることで、郷土が変化する様子や発展する姿について学び、伊丹のよさを知り、自分の住む町伊丹に誇りを持てる児童の育成を目指す。
- 本業務は、一部の項目の修正、グラフ・写真の差し替え、新しい項目の追加等の改訂を行うものである。また、副読本全体の編集・デザインの見直しを合わせて行い、改訂後の副読本の印刷製本及び改訂内容を反映した電子データの納品を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

- ① 伊丹市小学校社会科副読本「のびる伊丹市」の編集と印刷を行い、納品する。
- ② 伊丹市小学校社会科副読本編集委員会に出席し、編集に対する助言を行う。
- ③ 編集した「のびる伊丹市」をデータ化し、伊丹市教育委員会事務局学校指導課に納品する。
- ④ 印刷後の納品に関しては伊丹市内各小学校（17校）と伊丹市立特別支援学校、伊丹市教育委員会事務局学校教育課とする。

※ 編集とは以下を想定している。

現在使用している「のびる伊丹市」の原稿起こしを行う。

伊丹市小学校社会科副読本編集委員会で上がった改訂箇所を反映させる。

伊丹市小学校社会科副読本編集委員会で上がった参考URL及びQRコード等を追記する。

児童が学習しやすく、教員が教えやすいようにレイアウトし、提案する。 など

- (4) 業務期間 ～令和5年3月31日

【スケジュール】

- ① 受注者決定後、改訂に伴う変更箇所の確認を行う。（1月予定）
- ② 発注者と第1回、第2回の校正作業を行う（2月予定）
- ③ 3月末までに印刷製本業務及びデータ化作業を完了し、納品する。

※納品について、冊子は各小学校（17校）への送付を含む。

PDFデータは伊丹市教育委員会事務局学校教育課に納品する。

(5) その他

- ① 納品物の様式及び規格は以下の通りとする。

【冊子（紙媒体）】

ア サイズ B5サイズ

イ ページ数 118ページ程度

ウ 形式 冊子（現在の冊子の紙の質を下げない）

エ 画像の解像度 600dpi以上を原則

オ フォント 市が指定するフォント（UDフォントを想定）

【データ】

上記ア～オは同様

カ 形式 PDF

キ データ容量 原則として学習内容のまとまりごとにデータを分割。

10MBを超える場合は、同じ学習内容でも分割。

- ② 提供物（契約後に提供する。）

ア 令和2年度版 伊丹市小学校社会科副読本「のびる伊丹市」（冊子）

イ 令和4年度編集委員会で改訂箇所を朱書きした紙面

ウ 学校指導課保有データ（文書原稿〔編集委員作成分〕使用写真等）

エ 「たみまる」等の伊丹市公式キャラクターデータ（申請は担当課により行う。）

オ その他 協議による

③ 著作権・所有権について

ア 委託業務の過程で得られたデータ等に関するすべての著作権は納品後、伊丹市に帰属するものとする。

イ データの引き渡しとともにデータ等に関する所有権は、伊丹市に帰属するものとする。

2. 予定価格 1,610,000 円 (税抜)

なお、見積価格が予定価格を超過した場合は、失格とします。また、最低制限価格は設けておりません。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

(1) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

4. 参考資料の確認

(1) 令和2年度「のびる伊丹市」の配布を希望する業者は11月10日(木)までにお電話にて問い合わせください。

(2) 問い合わせ先：072-780-3534

配付場所：伊丹市教育委員会学校教育部学校指導課

5. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和4年(2022年)11月4日(金) 12時00分まで(必着)

(2) 提出方法：別添の様式第4号の質問書により、電子メールにて提出すること。

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

指定アドレス：gakkyou@itami.ed.jp

(3) 回答日：令和4年(2022年)11月10日(木) (予定)

(4) 回答方法：質問者の社名等を伏せて、市ホームページに掲載します。

6. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

①参加申込書 原本1部 (様式第1号)

②企画提案書 原本1部、副本10部 (様式自由 ただしA4版とします)

③工程表 原本1部、副本10部 (様式第2号 ただしA4版とします)

④会社概要 原本1部、副本10部 (様式第3号 ただしA4版とします)

⑤価格見積書 原本1部、副本10部 (様式自由 ただしA4版とします)

⑥企画提案課題(I) 原本1部、副本10部 (様式自由 ただしB5版とします)

企画提案課題(I)は以下のようにします。

社会科副読本の表紙(案)

「わたしたちのふるさと」「のびる伊丹市」「伊丹市小学校社会科教育研究会編」の文言は必ず使用して独自に表紙を作成すること。

⑦企画提案課題(II) 原本1部、副本10部 (様式自由 ただしB5版とします)

企画提案課題(II)は以下のようにします。

社会科副読本の本文デザイン、編集(案)

※副読本の中の指定3ページ、指定ページ以外の自由選択2ページ以上7ページ以内

本市から提供する原稿本文及び写真を使用し、社会科副読本のデザイン、編集をし、作成すること。参加申込書を受理後に企画課題に関する写真のデータ等は参加申込書に記載のあるメールアドレスに送付します。

(2) 提出期限等

- ①提出期限：上記6-(1)① 令和4年(2022年)11月14日(月) (必着)
 上記6-(1)②③④⑤⑥⑦ 令和4年(2022年)11月29日(火) (必着)
- ②提出場所：〒664-8503 伊丹市千僧1-1
 伊丹市役所伊丹市教育委員会事務局学校教育部学校指導課
- ③提出方法：持参(又は郵送)によること。
(郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。)

7. 審査方法

(1) プロポーザルの審査

提出された企画提案書等の書類の審査及び企画提案についてのヒアリング等を行い、下記8の(1)~(4)で示す審査基準に基づいて採点した結果、最も高い評価を得た提案を決定します。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、書面(郵送)の方法により参加者全員に通知します。

(3) 審査に関しては、別紙「伊丹市小学校社会科副読本に係る公募型プロポーザル 企画提案書等評価要領」によって、審査します。

8. 審査基準及び配点

- (1) 企画提案の内容 70/100点
- (2) 実施体制の評価 10/100点
- (3) 事業所評価 10/100点
- (4) 価格評価 10/100点

※別紙「伊丹市小学校社会科副読本に係る公募型プロポーザル 企画提案書等評価要領」による。

※審査合計得点が270点/600点以下の場合は失格とする。

9. 日程

- ・公示 令和4年(2022年)10月28日
- ・質問受付締切 令和4年(2022年)11月4日 12時00分まで
- ・質問回答 令和4年(2022年)11月10日(予定)
- ・参加申込書受付締切 令和4年(2022年)11月14日
- ・企画提案書等受付締切 令和4年(2022年)11月29日
- ・ヒアリング及び審査 令和4年(2022年)12月1日
- ・結果通知 令和4年(2022年)12月8日(予定)
- ・契約締結 令和4年(2022年)12月13日(予定)
- ・業務開始 令和4年(2022年)12月14日(予定)

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき

- (5) プロポーザルの手続きの過程で、前記3の(1)又は(2)の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (6) ヒアリング等に出席しなかったとき
- (7) 価格見積書の金額が、前記2に示した価格（予定価格）を超過しているとき
- (8) 審査員の合計得点が270点に達しないとき

1 1. 契約

契約締結候補者選定後、発注原課が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがあります。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。
なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとします。

1 2. その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返還しないとともに、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。
なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とします。

1 3. 担当部署（問い合わせ先）

伊丹市教育委員会事務局学校教育部学校指導課
〒664-8503 伊丹市千僧 1-1 TEL072-780-3534（直通）